

京都市立芸術大学大学院美術研究科委託生に関する規程

(平成 24 年 4 月 1 日理事長決定)

第 1 条 京都市立芸術大学大学院学則第 34 条，第 38 条による美術研究科委託生（以下「委託生」という。）の取扱いは，この規程の定めるところによる。

第 2 条 国又は地方公共団体及び教育研究機関より，本学に委託生の依頼があった場合は，入試委員会及び当該研究室において受託について協議する。

第 3 条 委託生の入学志願資格は，大学院修士課程修了者又はこれと同等以上の資格を有する者とする。

第 4 条 委託志願には，委託願書，履歴書，卒業証明書，研究計画書及び所属機関よりの委託状等書類を必要とする。

第 5 条 委託生の修学年限は，原則として 1 年とする。

第 6 条 委託生に関して問題が生じた時には，当該研究室及び入試委員会において協議する。

附 則

この規程は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。